

令和5年度

備前市一般会計、特別会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

令和6年8月

備前市監査委員

本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された令和5年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和5年度の備前市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和6年8月

備前市監査委員 小野田 隼也

同 尾川 直行

目 次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5	審査の実施場所及び日程	2
第 6	報告等の表現方法	2
第 7	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	意見	3
(1)	総括意見	3
ア	意見の背景	3
イ	意見	4
(2)	個別意見	5
ア	決算書等の表示が適正でないもの	5
(ア)	調定年度及び収入年度が適正でないものについて	5
(イ)	不適切な予算科目での支出について	6
イ	予算の執行等が適正でないもの	7
(ア)	計画的かつ適正な事務の執行について	7
(イ)	見積書の徴取が行われていないものについて	9
3	決算の概要	10

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」・・・・・・・・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・・・・・該当数値はあるが、単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・負数

- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、備前市を表示していない。

(例) 備前市会計規則 (平成17年備前市規則第57号)

→備前市会計規則 (平成17年規則第57号)

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和5年度備前市一般会計

令和5年度備前市国民健康保険事業特別会計

令和5年度備前市土地取得事業特別会計

令和5年度備前市三石財産区管理事業特別会計

令和5年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計

令和5年度備前市浄化槽整備事業特別会計

令和5年度備前市後期高齢者医療事業特別会計

令和5年度備前市介護保険事業特別会計

令和5年度備前市飲料水供給事業特別会計

令和5年度備前市宅地造成分譲事業特別会計

令和5年度備前市駐車場事業特別会計

令和5年度備前市企業用地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により備前市長から審査に付された、令和5年度に係る基金の運用の状況を示す書類

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和5年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類について審査した。

審査にあたっては、①決算計数の正確性、②予算執行の適正性かつ効率性、③財産の取得、管理及び処分 of 適正性、④資金管理及び運用の適正性かつ効率性などに主眼を置き、関係各

部署から提出された決算に係る資料と照合するなどの方法により、書類の計数等について、審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、予算の執行状況について、予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査するとともに、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。関係書類の審査については、虚偽表示等のリスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により審査を実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：備前市役所（備前市東片上126番地）

日程：令和6年7月26日から同年8月27日まで

第6 報告等の表現方法

監査委員は、備前市監査基準第20条第3項の規定に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第7 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、重要な点において、適正に表示しているものと認められた。なお、予算の執行は、個別意見に記載した事項はあるが、審査の結果に影響を与えるほどの重要なものではなかった。

基金の運用の状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用は、適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 総括意見

ア 意見の背景

備前市の令和5年度決算は、一般会計及び各特別会計を合わせた総額で、歳入計328億9093万余円、歳出計302億290万余円となっている。

一般会計については、歳入224億9845万余円、歳出207億7837万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、17億2008万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源7億1216万余円を差し引いた実質収支は、10億792万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の22.7%を占める市税については、収入済額が51億2114万余円（調定額に対する収入済額の割合95.9%）となっており、令和4年度と比べ9539万余円の増加となっている。また、令和5年度における市税の収入未済額については、1億7287万余円となっており、令和4年度と比べ2826万余円の減少となっている。直近5年間でみると、令和2年度に増加した後、令和3年度から減少傾向にある。

一方、歳出については、一般会計の予算額252億7992万余円に対し、支出済額は207億7837万余円（執行率82.2%）となっており、ここから翌年度繰越額27億5949万余円を差し引いた17億4205万余円が不用額となっている。令和4年度と比べ増減額が最も大きかったものは、教育費の7億1412万余円の増加、消防費の6億3882万余円の減少である。

備前市の令和5年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.41となっており、令和4年度と比べ0.01ポイント低下しており、全国平均の指数と比較するとこれを下回っている。また、経常収支比率については、88.9%であり、令和4年度と比べ0.2ポイント減少しているが、引き続き経常的経費の削減に努めるなど、さらなる改善を図る必要がある。

監査委員は、監査資源が限られた中、組織目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）を識別し、リスクの内容及び程度を勘案するなどして、審査対象を抽出して決算審査を実施している。その結果、令和5年度の決算審査においては、次のような状況が見受けられた。

歳入については、調定年度及び収入年度が適正でない事態が見受けられた。歳出では、不適切な予算科目で支出を行っていた事態や、計画的かつ適正な事務の執行がなされていない事態、見積書の徴取が行われていない事態が見受けられた。

イ 意見

令和5年度における決算審査の結果や、個別意見などを踏まえ、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の点に留意し改善することを求める。

監査委員は、予算の執行にあたり、法令順守を原則としつつ、市が自ら法令等の範囲内で定めた例規等のルールを守っているかを確認し、意見するものである。その中で、会計事務上の手続きが漏れていたことを、市はリスクとして受け止める必要がある。そして、市は、会計事務の執行に関して自ら年度末に執行状況などを検証することで実態を把握するなど、そのリスクが大きくなる前に適正に事務を執行できる環境に改善する必要がある。

令和5年度において収入すべき額の調定及び収入を令和6年度収入としており、貸付金返還金の調定・収納年度に誤りがあったもの、消耗品費の支出を委託料として支出しており、不適切な予算科目で支出していたもの、委託等において、委託等の時期や場所、内容が同時期又は同一場所、あるいは類似しているが、個別に委託等が行われており、計画的かつ適正に事務が執行されていないもの、随意契約を締結する際に規則で必要とされる見積書の徴取が行われていないものが見受けられており、備前市契約規則や備前市会計規則等、法令等に即した契約事務等を行う必要があると認められる。

最後に、市は、「誰もがいつまでも成長し続け、輝けるまち」を理念とし、「心ゆたかなくらし」と「持続可能な環境・社会・経済」の実現のため、教育の充実、市民生活の向上や市内経済を支える取り組みを実施している。市が掲げる理念を実現するためにも、市民が安全で安心し、活気にあふれ、幸せに暮らし続けられるための施策を推進する必要がある。

(2) 個別意見

ア 決算書等の表示が適正でないもの

(ア) 調定年度及び収入年度が適正でないものについて

地方自治法¹（昭和22年法律第67号）によると、市が歳入をするときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないとされている。

地方自治法施行令²（昭和22年政令16号）によると、歳入の調定は、所属年度、歳入科目、歳入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうか調査して調定しなければならないとされている。

備前市会計規則³（平成17年規則第57号）では、市長は、歳入をしようとするときは、歳入調定額通知書により調定し、歳入の調定をするときは、法令、契約書等に基づいて、その金額、所属年度、歳入科目、納入事由、納期又は納付期限及び納付場所の正誤を調査しなければならないとされている。

そこで、令和5年度の一般会計及び各特別会計の決算審査にあたり、支援資金貸付金元利収入について確認したところ、社会福祉課は、令和5年度に貸し付けた360,000円のうち330,000円の調定しか行っておらず、令和6年3月に貸し付けた30,000円について、令和6年度分として調定し、令和6年度の収入としていた。

このように、令和5年度において収入すべき額の調定及び収入を、令和6年度の調定及び収入としていることは法令等に違反しており、令和5年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

¹ 地方自治法第 231 条

² 地方自治法施行令第 154 条

³ 備前市会計規則第 23 条

(イ) 不適切な予算科目での支出について

地方自治法施行規則⁴（昭和 22 年内務省令第 29 号）では、歳出予算に係る節の区分は、別記である歳出予算に係る節の区分のとおり定めなければならないとされている。

そこで、令和5年度の一般会計及び各特別会計の決算審査にあたり、市民協働課が、令和5年11月10日に支払った2,531円の支出伝票を確認したところ、消耗品費で支払うべきトイレトペーパー代が委託料として支払われていた。

このように、定められた予算科目ではなく不適切な予算科目から支出されていたことは、令和5年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の表示の一部が適正でない認められる。

⁴ 地方自治法施行規則第 15 条第 1 項及び第 2 項

イ 予算の執行等が適正でないもの

(ア) 計画的かつ適正な事務の執行について

市の工事の請負、財産の買入れ、委託等に係る契約事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、備前市契約規則（平成 17 年規則第 47 号。以下「契約規則」という。）等に従って執行されることとなっている。

地方自治法⁵では、契約は、政令で定める場合に該当するときを除き、一般競争入札により締結するものとされている。契約事務の執行は、公正をもって第一義とし、機会均等の理念に最も適合し、かつ、経済性を確保し得るという観点から、一般競争入札により契約の相手方を選定して契約を締結することが原則（以下「一般競争入札の原則」という。）となっており、指名競争入札及び随意契約は地方自治法施行令⁶に掲げられた場合のみに限られている。

市の行う契約は、一般競争入札の原則の適用が求められるが、予定価格が一定の額を下回る場合には競争入札によらず、随意契約によることができるとされている。しかしながら、安易に随意契約を行うことは一般競争入札の原則からはずれ、本来の随意契約とすることの目的（事務効率化）を逸脱する恐れがある。また契約事務手続きや支払事務の件数が増加することとなり、事務処理の非効率化や人件費、事務経費が増大するなど経済性の観点からも適切とは言えないことも想定される。

そこで、令和 5 年度の一般会計及び各特別会計の支払に係る委託料、修繕料、使用料及び賃借料等の別により、同一件名で同一債権者に支払いを行っている伝票データ約 320 件を抽出し、契約書、仕様書、見積書及び随意契約理由書などを徴取し、随意契約とした理由等について審査を実施したところ、次の事態が見受けられた。

契約管財課では、本庁舎消防設備点検委託、本庁舎空調設備保守点検等委託及び本庁舎建築物環境衛生管理委託について、環境課では、電気保安全管理委託、水質検査委託、日生斎場オイル配管機器交換及び鋳物前板及び断熱扉ストッパー修繕、金谷坑水処理場 pH 変換機部品交換及び pH 計試運転調整修繕について、文化スポーツ振興課では、多目的広場の整備のための排水路（暗渠）修繕、側溝修繕、法面修繕、地盤改良修繕について、生涯学習課では、吉永地域公民館空調設備保守点検業務委託について、それぞれ令和 5 年度に支払いを行っているが、それぞれの契約の内容をしてみると、委託や修繕の場所が同一であったり、委託や修繕の時期が同時期であったり、委託や修繕の内容も類似しているものが見受けられた。

⁵ 地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項

⁶ 地方自治法施行令第 167 条

このように、委託や修繕の場所が同一であったり、時期が同時期であったり、若しくは、内容も類似しているなどで、委託や修繕を一体と捉えられるものについては、競争性の担保及び経済性の確保の点から、また、契約事務手続きや事務処理の効率化、人件費、事務費用の軽減などの経済性の観点から、安易に随意契約とすることなく、計画的かつ適正な事務の執行に努める必要があると認められる。

(イ) 見積書の徴取が行われていないものについて

市の工事の請負、財産の買入れ、委託等に係る契約事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、備前市契約規則（平成17年規則第47号。以下「契約規則」という。）等に基づいて、執行されることとなっている。

契約規則⁷では、随意契約を行おうとするときは、国又は他の地方公共団体と直接に契約するときなどの場合を除き、見積書を徴さなければならないとされている。

そこで、令和5年度の一般会計及び各特別会計の決算審査にあたり、備前焼振興課、環境課及び契約管財課の随意契約に係る見積書の徴取について確認したところ、次の事態が見受けられた。

<事例1>

備前焼振興課は、欧州美術館関係者記念品17点及び22点を購入し、それぞれ169,400円、235,550円を令和6年4月19日に支払っていた。購入に際し、早急に記念品を購入する必要があるとの理由で、電話にて在庫及び見積額を確認し、その後、見積書を徴取することなく、値札により販売額を確認し、記念品を購入していた。

<事例2>

環境課は、日生最終処分場水処理施設管理業務委託料の支払いについて、令和5年4月1日から同年9月30日までを前期分として、同年4月1日に841,500円で契約を締結し、同年11月17日に業務委託先へ支払っていた。しかしながら、同年10月1日以降の業務委託については、見積書を新たに徴することなく、前期分の契約の際に徴取した見積書を委託料の積算根拠として、前期の業務委託先に委託していた。

<事例3>

契約管財課は、本庁舎空調設備保守点検委託料242,000円を令和5年9月29日に業務委託先へ支払っていた。そこで、業務委託先から提出された本庁舎空調設備EHP保守点検作業見積書を確認したところ、実際は令和5年4月1日から業務を実施していたにもかかわらず、令和5年8月25日付けで見積書を徴していた。

このように、契約の際に見積書を徴取していないことは、契約規則に反しており、適正に事務を執行する必要があると認められる。

⁷ 備前市契約規則第27条

3 決算の概要

令和5年度の備前市一般会計及び各特別会計の決算額は、表1、表2のとおり、歳入総計328億9093万余円（予算対比91.9%）、歳出総計302億290万余円（予算対比84.4%）となっている。

一般会計については、歳入224億9845万余円、歳出207億7837万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、17億2008万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源7億1216万余円を差し引いた実質収支は、令和4年度と比べ2億3571万余円増加（前年度対比30.5%増）し、10億792万余円となっている。

特別会計については、備前市国民健康保険事業特別会計ほか10特別会計の歳入総額は103億9248万余円、歳出総額は94億2453万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は9億6794万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源4億4178万余円を差し引いた実質収支は、令和4年度と比べ4480万余円減少（前年度対比7.8%減）し、5億2616万余円となっている。

表1 会計別決算額

（単位：円）

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額
一 般 会 計	22,498,454,427	20,778,371,047
国民健康保険事業特別会計	4,210,012,156	4,030,955,932
土地取得事業特別会計	679,888,310	625,501,686
三石財産区管理事業特別会計	14,972,804	12,267,903
三国地区財産区管理事業特別会計	11,163,341	1,419,379
浄化槽整備事業特別会計	21,697,017	19,028,635
後期高齢者医療事業特別会計	637,611,466	631,502,037
介護保険事業特別会計	4,275,697,186	4,045,631,334
飲料水供給事業特別会計	33,271,483	14,151,622
宅地造成分譲事業特別会計	29,976,100	12,601,449
駐車場事業特別会計	33,344,911	14,838,956
企業用地造成事業特別会計	444,847,021	16,639,254
合 計	32,890,936,222	30,202,909,234

表2 財政収支の状況

(単位：円、%)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	22,498,454,427 1.4	20,778,371,047 △ 0.5	1,720,083,380 32.5	712,162,506 35.3	1,007,920,874 30.5
特 別 会 計 合 計	10,392,481,795 4.0	9,424,538,187 0.8	967,943,608 52.0	441,782,068 570.1	526,161,540 △ 7.8
総 計	32,890,936,222 2.2	30,202,909,234 △ 0.1	2,688,026,988 38.9	1,153,944,574 94.8	1,534,082,414 14.2

(注) 上段は決算額、下段は対前年度増減率である。

予算に対する執行率

(単位：円、%)

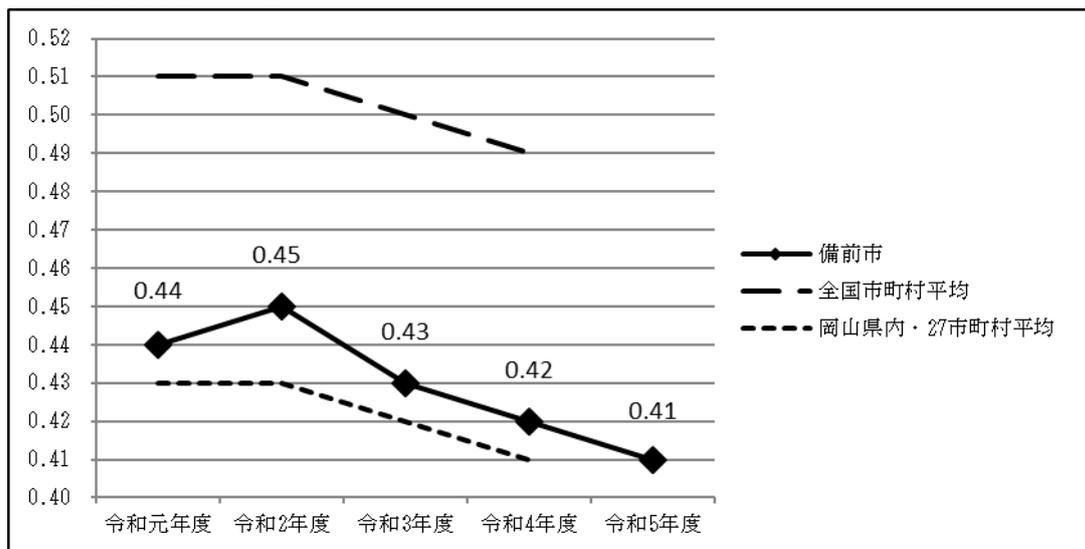
区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	25,279,924,931	89.0	82.2
特 別 会 計 合 計	10,519,949,081	98.8	89.6
総 計	35,799,874,012	91.9	84.4

(参考) 令和4年度の状況

(単位：円)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	22,179,661,571	20,881,029,551	1,298,632,020	526,425,931	772,206,089
特 別 会 計 合 計	9,990,806,749	9,353,910,529	636,896,220	65,931,081	570,965,139
総 計	32,170,468,320	30,234,940,080	1,935,528,240	592,357,012	1,343,171,228

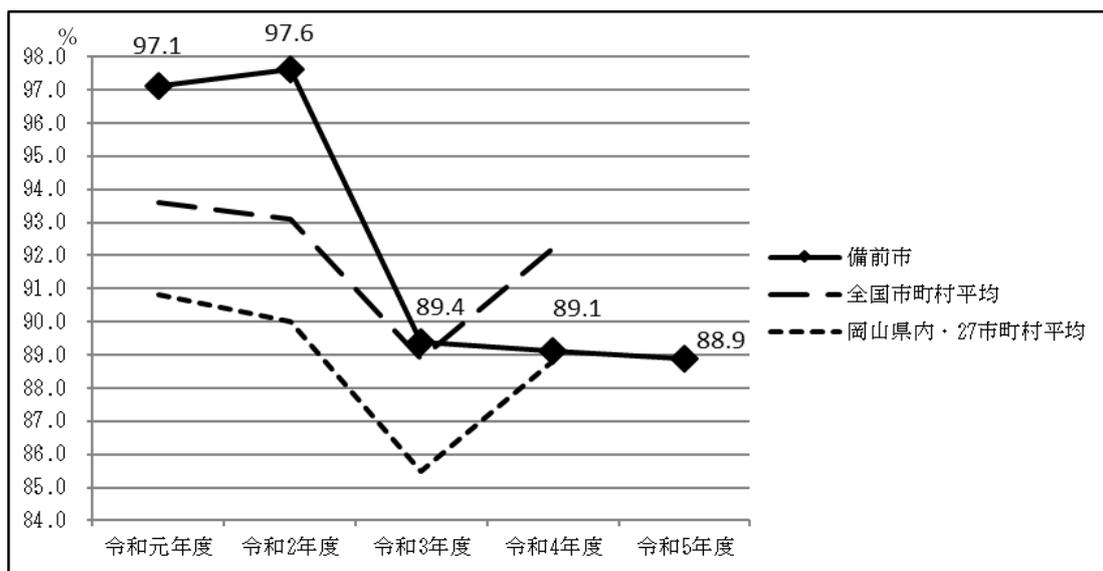
図1 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和5年度の他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和5年度の他市町村の経常収支比率は、現時点で未公表のため表示していない。